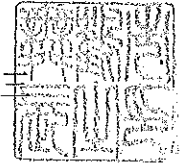


大槻 賢孝 様

舞鶴市長 多々見 良三



行政文書部分開示決定通知書

令和2年11月24日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	支出命令書、請負代金請求書	
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)
	場所	
開示の方法		
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	支出命令のうち「銀行/口座」、請負代金請求書のうち「印影」は不開示とします。 上記は舞鶴市情報公開条例第5条第2号に該当し、専ら法人等の内部に関する情報であるため。	
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。	
担当部課等	建設部 土木課 電話番号 0773-66-1053 (内線2366)	
備考		
注意	1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6

# 支出命令書

専決区分 課長

令和 2年 4月 14日 決裁

市長	副市長	教育長	部長	次長等	課長等	係長等	起案者

執行担当課 401010 建設総務課・全係

起票日	令和 2年 4月 14日	所 属	404010 土木課・全係
会 計	01 一般会計	予 算 区 分	0 現年度
科 目	款	08 土木費	
	項	03 河川費	
	目	01 河川総務費	
	事 業	310701 河川総務費 河川整備事業費 河川整備事業費	
	節	15 工事請負費	
	細 節	01 工事請負費	
細々節	04 土砂等浚渫工事		

金 額	1,193,500 円	源泉支払内容	*****
支払回数	1回	源泉所得税	0円
負担行為額	1,193,500 円	社会保険料	0円
支出命令済額	1,193,500 円	その他	0円
支出命令残額	0 円	控除合計額	0円
		差引支給額	1,193,500 円

件名 小田内川土砂撤去工事

摘 要 舞土河川第129号

債権者等	支払方法	11 定期口座	支払予定日	令和 2年 4月 27日
	住 所	京都府舞鶴市字倉谷1793番地		
	氏 名	佐伯工業株式会社 江上 英二		
	銀行/口座			
	口座名義人	和和井 功(カ)	債権者番号	0 - 000000192 - 00

領 収 氏 名	住所	債権者の口座に振替済	領 収 印
---------	----	------------	-------

上記の金額を領収しました。  
令和 2.4.27日  
舞鶴市会計管理者 様



出納機関				
会計管理者	課長等	係長等	係員	支払

指定金融機関  
確認印

負担行為番号 01-026592  
 伝票番号 01-040199  
 整理番号 01-000024  
 呼出番号 01949695



(主管課→会計課保存)  
 年度会計繰越款 項目 事業 節 細節細々節  
 01 01 0 08-03-01 31-07-01 15-01-04

# 請負代金請求書

1. 工事名及び  
工事番号  
2. 工事場所  
3. 竣工年月日  
4. 検査合格年月日  
5. 請負代金  
6. 差引請求金
- 小田内川土砂撤去工事  
舞土河川第129号  
舞鶴市 字八戸地 地内  
令和 2年 3月 30日  
令和 2年 3月 31日  
¥1,193,500円  
内金 円 平成 年 月 日仮払金  
受領する  
円 平成 年 月 日違約金  
控除する  
¥1,193,500円

上記の工事請負代金をお支払いくださるよう請求します。

令和 2年 4月 6日

舞鶴市長 多々見 良三 様

受注者 住 所  
氏 名

舞鶴市字倉谷小字机坪1793番地  
佐伯工業株式会社  
代表取締役 江上英二 印